

## 目 次

### 教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 3
- 教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 6

### 教育長訓令

- 北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 6
- 教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令…………… 8
- 北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令…………… 10
- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 14

### 告示

- 平成26年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日  
について…………… 16
- 平成26年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について…………… 16
- 市町村立の小学校及び中学校の廃止について…………… 16
- 市町村立の小学校及び中学校の設置について…………… 17
- 市町村立の中学校の名称変更について…………… 18
- 道指定史跡の指定名称の変更及び道指定有形文化財の指定について…………… 18

### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

- 趣旨  
北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
  - 教育職員局給与課及び教育局から教育職員局教職員事務センターに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の職務の級及び号俸の決定並びに退職手当の支給の認定に関する事務を移管することとした（第26条及び第28条関係）。
  - その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 施行期日等
  - この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。
  - 職員の発令について経過措置を設けることとした（附則第2項関係）。

#### ◆教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則（北海道教育委員会規則第2号）

- 趣旨  
第一種普通財産の目的外の使用を承認する場合についての規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容  
国又は他の地方公共団体が道の事務に直接関連のある事務を行うため、第一種普通財産を使用する場合について、その使用の承認を可能とする規定を追加することとした（第15条関係）。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成25年 3 月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

### 北海道教育委員会規則第1号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「教育職員局給与課」の次に「及び教育職員局教職員事務センター」を加える。

第15条第1項第1号中「総務課及び教育職員局給与課」を「他課」に改める。

第26条第1号中「、退職手当の支給の認定」を削る。

第28条中第2号を第3号とし、同条第1号中「(退職手当を除く。)」を削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の職務の級及び号俸の決定の事務に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第36条第1項第1号の表中

学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課 教育職員局教職員事務センター	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。
	専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務を処理する。

事務局職員	を	学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課 教育職員局教職員事務センター	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	事務

職員	に、	課	主幹	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務局職員 指導主事

	を	課	主幹	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務局職員 技術職員 指導主事

に、	教育職員局福利課	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務局職員	を

学校教育局健康・体育課 教育職員局福利課	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務局職員 技術職員	に改め、同条
-------------------------	----	---------------------	---------------	--------

第2号の表中	を	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	を	専門参事	上司の等に関
		専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務を処理する。			

命を受け、特命の企画  
する事務を処理する。

に、

課	主事	上司の命を受け、事務に従 する。
	技師	上司の命を受け、技術に従 する。
	運転技術員	上司の命を受け、庁用自動 の運転及び保全に関する業 に従事する。

事	事務職員
事	技術職員
車 務	技術職員 指導主事、事 務職員及び技 術職員以外の 職員

を

課	主事	上司の命を受け、事務に従事 する。	事
	運転技術員	上司の命を受け、庁用自動車 の運転及び保全に関する業務 に従事する。	

務職員
術職員 導主事、事 務職員及び技 術職員以外の 員

に改め、同条第3号の表中

専門参事	上司の命を受け、特命の企画 等に関する事務を処理する。
専門幹	上司の命を受け、特定の企画 等に関する事務を処理する。

を

専門参事	上司の命を受け、特命の企画 等に関する事務を処理する。
------	--------------------------------

に、

司厨長	上司の命を受 房に関する業 る。
航海主任	上司の命を受 海に関する業

け、実習船の厨 務をつかさど
け、実習船の航 務を処理する。

を

司厨長	上司の命を受け、実習船の厨 房に関する業務をつかさど る。
調査員	上司の命を受け、特定の調査 等に関する事務を処理する。
航海主任	上司の命を受け、実習船の航 海に関する業務を処理する。

に、

課

主事	上司の命を受け、事務に従事 する。	事務職員
技師	上司の命を受け、技術に従事 する。	技術職員

を

課

主事	上司の命を受け、事務に従事 する。	事務職員
----	----------------------	------

に改める。

附 則

- 1 この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって当該右欄に掲げる本庁の相当の職員となるものとする。

総務政策局総務課予算グループ	総務政策局総務課総括グループ
学校教育局義務教育課教員研修グループ	学校教育局義務教育課教職員研修グループ

教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

**北海道教育委員会規則第2号**

教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則

教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第10条第1項第1号、第3号」を「第10条第1項第1号から第3号まで」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

**教 育 長 訓 令**

**北海道教育委員会教育長訓令第3号**

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別記第4号様式」の次に「(不動産又は駐車場の賃貸に係る場合にあっては、別記第4号様式の2)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の許可を受けた職員が異動した場合において、当該許可を受けた営利企業等に引き続き従事することについて許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書を異動先の所属長に提出しなければならない。
- 3 前2項の許可を受けた職員は、営利企業等従事許可申請書の記載事項に変更が生じた場合には、その旨を所属長に書面で届け出なければならない。

別記第4号様式を次のように改める。

**別記第4号様式**（第9条関係）

営利企業等従事許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）	
平成 年 月 日	
北海道教育委員会 様	
所 属 職 名 氏 名 _____	
地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり許可を受けたいので申請します。	
1	(1) 事業の名称
2	(2) 所在地 (電話 _____)
3	(3) 事業内容
4	(4) 職 名
5	(5) 収入の予定金額 円
6	(6) 使用人の人数及び職員との続柄（自ら営利を目的とする私企業を営む（以下「自営」という。）の場合に記載）
7	(7) 事業の用に供する土地及び建物等の施設の種類及び規模並びに機械等の機器の種類及び数量（自営の場合に記載）

	(8) 従事時間	<input type="checkbox"/> 常勤	<input type="checkbox"/> 非常勤	( ) 延べ	時間
	(9) 営利企業等従事予定期間	年	月	日から	年
		年	月	日まで	
	(10) 当該事業の継承の事由 (自営に係る営利企業等を継承した場合に記載)				
2	営利企業等従事を必要とする理由				
3	職員の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無				
4	職員の職務の遂行への支障の有無				
5	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無				
6	現に許可を受けて就いている営利企業等 (事業の名称、職名、収入、従事時間、従事期間等)				

備考

- 1 該当する□にはレ印を記入すること。
- 2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式の2 (第9条関係)

営利企業等従事許可申請書 (不動産等賃貸関係)					
平成 年 月 日					
北海道教育委員会 様					
所 属 職 名 氏 名 _____					
地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり許可を受けたいので申請します。					
1 賃貸する不動産等	建物	(独立家屋) (マンション等) 所在地	棟 室	延べ床面積 延べ床面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
	土地	貸付件数 用途 所在地	件	面積合計	m <sup>2</sup>
	駐車場	駐車台数 所在地	台	設備の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	その他	(娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産) 種類 所在地 (旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類 所在地		件数・規模	

2 賃貸料収入の 予定年額	合 計		円
	建物	(独立家屋)	円
		(マンション等)	円
	土地		円
	駐車場		円
その他		円	
3 不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法			
4 職員の職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無			
5 職員の職務の遂行への支障の有無			
6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無			

備考

- 1 該当する□にはレ印を記入すること。
- 2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

附 則

この教育長訓令は、平成25年4月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第4号

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第6号中「前5号」を「前8号」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) その他道立学校に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第7条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 道立学校の非常勤職員及び臨時職員の任免に関すること。

第7条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同条第2号中「(企画総務課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 道立学校の施設設備の整備及び運営費予算に関すること。

(2) 道立学校の授業料その他の費用の徴収に関すること。

別表第1中	「	総務課  (担当課長)	総括グループ 人事グループ 予算グループ 決算・会計指導グループ  法制グループ 行政管理グループ 訟務グループ	総括担当主査を含む。     総括担当主査を含む。	」
	を				

総務課	総括グループ 人事グループ 決算・会計指導グループ	総括担当主査を含む。	に、	教職員課 (担当課長) (担当課長)
(担当課長)	法制グループ 行政管理グループ 訟務グループ	総括担当主査を含む。		

小中学校人事グループ	道立学校人事グループ	総括担当主査を含む。	を	教職員課 (担当課長) (担当課長)	小中学校人事グ 人事企画グルー 道立学校人事グ
人事法規グループ	人事制度グループ	総括担当主査を含む。			サービス制度グルー サービス管理グルー
人事制度グループ	免許グループ	総括担当主査を含む。			人事制度グルー 免許グループ

グループ	総括担当主査を含む。	に、	義務教育課	支援グループ 教員研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ
グループ	総括担当主査を含む。			
グループ	総括担当主査を含む。			

総括担当主査を含む。	を	義務教育課	支援グループ 教職員研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査
------------	---	-------	---	--------

を含む。	に、	教職員事務センター	総務調整グループ 道立学校手当認定第一グループ 道立学校手当認定第二グループ 市町村立学校手当認定第一グループ 市町村立学校手当認定第二グループ 道立学校旅費グループ 市町村立学校旅費第一グループ 市町村立学校旅費第二グループ	総括担当主査を含む。
------	----	-----------	--	------------

を	に改める。	教職員事務センター	総務調整グループ 道立学校手当認定第一グループ 道立学校手当認定第二グループ 市町村立学校手当認定第一グループ 市町村立学校手当認定第二グループ 道立学校旅費グループ 市町村立学校旅費第一グループ 市町村立学校旅費第二グループ	総括担当主査を含む。
---	-------	-----------	--	------------

	プ 給与決定グループ	
--	---------------	--

別表第2中

企画総務課	総務係 主査 経理学校管理係 教職員係	地域政策担当
-------	------------------------------	--------

を

企画総務課	総務係 主査 主査 教職員係	地域政策担当 船員担当（渡島教育局に限る。）
-------	-------------------------	---------------------------

に、

道立学校運営支援室	室長 主査  主査  主査	経理担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。） 契約担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。） 経理・契約担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局に限る。）
-----------	------------------------------	--

を

道立学校運営支援室	室長 主査  主査  主査  主査	経理担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。） 契約担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局を除く。） 経理・契約担当（日高、檜山、留萌、宗谷及び根室の教育局に限る。） 管理担当
-----------	--	--

に改

める。

**附 則**

この教育長訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第 5 号**

庁 中 一 般  
所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成25年 3 月29日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育局の局長の項第13号中「退職手当及び」を削り、同表道立学校長の項を削る。

別表第 2 総務政策局の部総務課の項課長の欄第 6 号並びに同部教職員課の項課長の欄第 4 号及び同項教育局長の欄第 2 号中「並びに長期有給欠勤及び全治正常勤務」を削り、同表教育職員局の部給与課の項を次のように改める。

給与課	1 恩給法（大正12年法律第48号）の準用又は北海道恩給条例（大正12年	1 市町村立の小学校及び中学校の県費負担教職員の昇格（人事委員会の承認を	1 市町村立の小学校及び中学校の県費負担教職員の昇格並びに降格に伴う職務
-----	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------



		<p>北海道庁令第174号)の適用を受ける者の恩給の裁定</p> <p>2 市町村立の小学校及び中学校の県費負担教職員の研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給（以下この項において「表彰等昇給」という。）の決定</p> <p>3 本庁課長等職員（教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員で、本庁の課長（相当職を含む。）以上の職にあるもの、出先機関の長及び道立学校以外の所管機関の長（副館長又は副所長を含む。）をいう。以下この項において同じ。）が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定</p> <p>4 教育庁及び所管機関の職員の表彰等昇給の決定</p>	<p>要するものに限る。）及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の承認</p> <p>2 市町村立の小学校及び中学校の県費負担教職員の降格による職務の級及び号俸の決定（人事委員会の承認を要するものに限る。）の承認</p> <p>3 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員である市町村立高等学校職員の昇格及び降格並びに当該昇格等に伴う職務の級及び号俸の決定又は承認</p> <p>4 教育庁の職員及び所管機関の職員の昇給（表彰等昇給を除く。）の決定及び復職時等における号俸の調整</p> <p>5 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給料訂正</p> <p>6 教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員（本庁課長等職員を除く。）が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動</p>	<p>の級及び号俸の決定</p> <p>2 県費負担教職員である市町村立高等学校の職員の昇格（昇任によるものを除く。）及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の決定</p> <p>3 県費負担教職員の昇給（表彰等昇給を除く。）の決定及び復職時等における号俸の調整</p>
--	--	---	--	--

			<p>を生ずる場合の当該職務の級等の決定</p> <p>7 地方公務員災害補償法（昭和24年法律第121号）第45条第2項に規定する災害を受けた教育庁及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の任命権者としての意見の申出</p> <p>8 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）第2条第2項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定</p> <p>9 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年北海道規則第163号。以下この欄において「規則」という。）第5条の規定に基づく補償基礎額の決定</p> <p>10 規則第9条の規定に基づく公務又は通勤により生じた災害に係る補償請求の</p>		
--	--	--	--	--	--

			審査及び補償金額の決定 11 恩給法の準用又は北海道恩給条例の適用を受ける者の恩給受給権の消滅の裁定並びに恩給法の適用を受ける者の恩給請求書の進達 12 恩給法又は北海道恩給条例に係る支出負担行為及び支出命令 13 給与その他の給付(教育長の定めるものに限る。)		
--	--	--	--	--	--

別表第2 教育職員局の部教職員事務センターの項を次のように改める。

教職員事務センター	1 本庁課長等職員の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定 2 本庁課長等職員の勸奨退職等に係る退職手当の額の決定	1 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の初任給の決定 2 教育庁の職員、所管機関の職員(本庁課長等職員を除く。)及び県費負担教職員の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定 3 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の上位資格取得に伴う職務の級及び号俸の決定		
-----------	--	--	--	--

			及び給料訂正(昇給及び昇格を除く。)		
			4 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当(本庁課長等職員の勸奨退職等に係る退職手当を除く。)に係る確認若しくは認定又は額の決定		
			5 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額の認定		

**附 則**

この教育長訓令は平成25年4月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第6号**

庁 中 一 般  
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の2項を加える。

- 2 前項の許可を受けた職員が異動した場合において、当該許可を受けた営利企業等に引き続き従事することについて許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願を教育長に提出しなければならない。
- 3 前2項の許可を受けた職員は、営利企業等従事許可申請願の記載事項に変更があった場合には、その旨を教育長に書面で届け出なければならない。

別記第9号様式中「5 就任することによる担当職務への影響その他参考事項」を  
5  
6  
7

職員の職と承認に係る地位との間の特別な利害関係の有無

職員の職務の遂行への支障の有無

に改め、同様式の記載上の注意

その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無」

の3中「就任することによる担当職務への影響その他参考事項」を「職員の職務の遂行への支障の有無」に改める。

別記第9号様式の2を次のように改める。

**別記第9号様式の2** (第11条関係)

営利企業等従事(営利企業経営)許可願

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

勤務学校  
 職 名  
 署 名

次のとおり、営利を目的とする私企業を営みたいので、許可してください。  
 記

- 1 企業の名称
- 2 企業の形態
- 3 店舗等の所在地
- 4 営業科目
- 5 営業開始日
- 6 営業時間
- 7 担当する職務の内容及び勤務時間
- 8 営業の収支
  - (1) 収入見積額
  - (2) 営業経費額
  - (3) 予定純益額
- 9 使用人の人数及び職員との続柄
- 10 事業の用に供する土地、建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量
- 11 当該事業の継承の自由（営利を目的とする私企業を継承した場合に記載）
- 12 自ら営まなければならない理由
- 13 職員の職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
- 14 職員の職務の遂行への支障の有無
- 15 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

記載上の注意

- 1 「企業の名称」は、その企業の名称（商号）を正確に書くこと。
- 2 「企業の形態」は、その企業の形態（例えば、「個人企業」、「株式会社」）を書くこと。
- 3 「店舗等の所在地」は、全ての店舗等の所在地の行政区画、土地の名称及び地番を正確に書くこと。
- 4 「営業の収支」は、1事業年度当たりの計画額を書くこと。
- 5 「営業の科目」、「担当する職務の内容及び勤務時間」、「自ら営まなければならない理由」及び「職員の職務の遂行への支障の有無」は、具体的に書くこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第9号様式の3中「5 就任することによる担当職務への影響その他参考事項」を

- 5 職員の職と承認に係る事業又は事務との間の特別な利害関係の有無
  - 6 職員の職務の遂行への支障の有無
  - 7 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
- に改め、同様式の  
 記載上の注意の4中「従事することによる担当職務への影響及び参考事項」を「職員の職務の遂行への支障の有無」に改める。

別記第9号様式の3の次に次の1様式を加える。

**別記第9号様式の4**（第11条関係）

営利企業等従事（不動産等賃貸関係）許可願

平成 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

勤務学校  
 職 名  
 署 名

次のとおり、不動産等の賃貸を行いたいのので許可してください。  
 記

- 1 賃貸する不動産等
- (1) 建物
- |          |   |       |                |
|----------|---|-------|----------------|
| （独立家屋）   | 棟 | 延べ床面積 | m <sup>2</sup> |
| （マンション等） | 室 | 延べ床面積 | m <sup>2</sup> |
- 所在地
- (2) 土地
- |      |   |      |                |
|------|---|------|----------------|
| 貸付件数 | 件 | 面積合計 | m <sup>2</sup> |
|------|---|------|----------------|
- 用途  
所在地
- (3) 駐車場
- |      |   |       |   |
|------|---|-------|---|
| 駐車台数 | 台 | 設備の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> |
|------|---|-------|---|
- 所在地
- (4) その他
- （娯楽集会、遊技等のための設備を設けた不動産）
- |    |       |
|----|-------|
| 種類 | 件数・規模 |
|----|-------|
- 所在地
- （旅館、ホテル等特定の業務の用に供する建物）
- |    |       |
|----|-------|
| 種類 | 件数・規模 |
|----|-------|
- 所在地
- 2 賃貸料収入の予定年額
- |          |   |
|----------|---|
| 合計       | 円 |
| 建物（独立家屋） | 円 |
| （マンション等） | 円 |
| 土地       | 円 |
| 駐車場      | 円 |
| その他      | 円 |
- 3 不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法
- 4 職員の職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無
- 5 職員の職務の遂行への支障の有無
- 6 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

## 記載上の注意

- 1 該当するにはレ印を記入すること。
- 2 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

## 附 則

この教育長訓令は、平成25年4月1日から施行する。

## 告 示

## 北海道教育委員会告示第17号

平成26年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成25年3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

- 1 学力検査日 平成26年3月5日（水）
- 2 推薦入学面接日 平成26年2月13日（木）
- 3 合格発表日 平成26年3月17日（月）

## 北海道教育委員会告示第18号

平成26年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成26年1月11日（土曜日）とする。

平成25年3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

## 北海道教育委員会告示第19号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成25年3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
美 唄 市	美唄市立西美唄小学校	平成25年 3月31日	中央小学校への統合による廃止
奈井江町	奈井江町立奈井江小学校	平成25年 3月31日	新設する奈井江小学校への統合による廃止
	奈井江町立江南小学校	平成25年 3月31日	
小 樽 市	小樽市立祝津小学校	平成25年 3月31日	高島小学校への統合による廃止
	小樽市立若竹小学校	平成25年 3月31日	潮見台小学校及び桜小学校への統合による廃止
蘭 越 町	蘭越町立御成小学校	平成25年 3月31日	蘭越小学校への統合による廃止
松 前 町	松前町立館浜小学校	平成25年 3月31日	松城小学校への統合による廃止
	松前町立松前小学校	平成25年 3月31日	
	松前町立白神小学校	平成25年 3月31日	
今 金 町	今金町立美利河小学校	平成25年 3月31日	今金小学校への統合による廃止
せたな町	せたな町立長磯小学校	平成25年 3月31日	久遠小学校への統合による廃止
士 別 市	士別市立下士別小学校	平成25年 3月31日	士別小学校への統合による廃止
	士別市立武徳小学校	平成25年 3月31日	
	士別市立中多寄小学校	平成25年 3月31日	多寄小学校への統合による廃止
名 寄 市	名寄市立風連日進小学校	平成25年 3月31日	風連中央小学校への統合による廃止
留 萌 市	留萌市立沖見小学校	平成25年 3月31日	留萌小学校への統合による廃止
滝 上 町	滝上町立白鳥小学校	平成25年 3月31日	滝上小学校への統合による廃止
大 樹 町	大樹町立尾田小学校	平成25年 3月31日	大樹小学校への統合による廃止
浜 中 町	浜中町立榊町小学校	平成25年 3月31日	霧多布小学校への統合による廃止
根 室 市	根室市立共和小学校	平成25年 3月31日	新設する歯舞小学校への統合による廃止
	根室市立華岬小学校	平成25年 3月31日	
	根室市立瑤瑠瑠小学校	平成25年 3月31日	
	根室市立温根元小学校	平成25年 3月31日	
中標津町	中標津町立俣落小学校	平成25年 3月31日	丸山小学校への統合による廃止
江 別 市	江別市立角山中学校	平成25年 3月31日	中央中学校への統合による廃止
俱知安町	俱知安町立俱知安中学校	平成25年 3月31日	新設する俱知安中学校への統合による廃止
	俱知安町立東陵中学校	平成25年 3月31日	
苫小牧市	苫小牧市立弥生中学校	平成25年 3月31日	苫小牧東中学校及び光洋中学校への統合による廃止
室 蘭 市	室蘭市立港南中学校	平成25年 3月31日	新設する室蘭西中学校への統合による廃止
	室蘭市立北辰中学校	平成25年 3月31日	
白 老 町	白老町立竹浦中学校	平成25年 3月31日	萩野中学校への統合による廃止
	白老町立虎杖中学校	平成25年 3月31日	
名 寄 市	名寄市立風連日進中学校	平成25年 3月31日	風連中学校への統合による廃止
北 見 市	北見市立仁頃中学校	平成25年 3月31日	端野中学校への統合による廃止
大 樹 町	大樹町立尾田中学校	平成25年 3月31日	大樹中学校への統合による廃止

## 北海道教育委員会告示第20号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の設置の届出を、受理した。

平成25年 3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

設置者	名 称	位 置	設置の時期	設置の理由
奈井江町	奈井江町立奈井江小学校	空知郡奈井江町字奈井江162番地1	平成25年 4月 1日	奈井江小学校及び江南小学校の統合に伴う新設
苫小牧市	苫小牧市立拓進小学校	苫小牧市拓勇	平成25年 4月 1日	拓勇小学校

		西町3丁目8番地		からの分離に伴う新設
根室市	根室市立歯舞小学校	根室市歯舞3丁目178番地	平成25年4月1日	共和小学校、華岬小学校、瑛瑠瑠小学校及び温根元小学校の統合に伴う新設
倶知安町	倶知安町立倶知安中学校	虻田郡倶知安町北5条西2丁目1番地	平成25年4月1日	倶知安中学校及び東陵中学校の統合に伴う新設
室蘭市	室蘭市立室蘭西中学校	室蘭市山手町2丁目10番地1	平成25年4月1日	港南中学校及び北辰中学校の統合に伴う新設

**北海道教育委員会告示第21号**

次の市町村立の中学校の名称変更の届出は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づき、受理した。

平成25年3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	変更前の名称	変更後の名称	変更の時期	変更の理由
白老町	白老町立萩野中学校	白老町立白翔中学校	平成25年4月1日	竹浦中学校及び虎杖中学校の萩野中学校への統合に伴う名称変更

**北海道教育委員会告示第22号**

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第4条第1項の規定により、別記1の道指定史跡の指定名称を変更し、別記2の有形文化財を道指定有形文化財に指定する。

平成25年3月29日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

**別記1**

- 1 変更名称 斜里朱円周堤墓群  
(変更前 斜里朱円周堤墓及び出土遺物)
- 2 指定年月日 昭和32年1月29日
- 3 所在地 斜里郡斜里町朱円西76番地1
- 4 所有者 斜里町
- 5 変更の事由

本来有形文化財として指定されるべき「出土遺物」が併記され、史跡として指定されていたが、「出土遺物」について、本史跡を対象に実施した重要遺跡確認調査により資料化され、その内容が明確になるとともに、学術的価値が改めて確認されたことから、有形文化財（考古資料）として別途指定することとしたため、「史跡」について指定名称を変更する。

**別記2**

- 1 名称 斜里朱円周堤墓群出土品
- 2 員数 29点（内訳：土器・土製品12点、石器・石製品14点、サメ歯製品3点）  
附 繊維製品 シャーレ1ケース、漆製品片 紙箱3ケース



- 
- 3 指定年月日 平成25年3月29日  
4 法 量 深鉢形土器：底径15.1センチメートル、最大幅25.5センチメートル、高さ21.6センチメートルほか 別表のとおり  
5 所在地 斜里郡斜里町本町49番地2（斜里町立知床博物館）  
6 所有者 斜里町

## 7 指定の事由

## (1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表1道指定有形文化財指定基準考古資料の部1「土器、石器、木器、骨角牙器、玉類、鉄器その他の先史時代の遺物で学術的価値の高いもの」による。

## (2) 指定理由

出土品は、縄文時代後期末の時期のもので、その大部分は周堤墓を構成する墓坑から出土した副葬品である。その内訳は土器・石器のほか、石棒やヒスイ製玉の装飾品などであり、北海道における先史時代の墓制を研究する上で学術的な価値は極めて高い。

